

監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり財政援助団体の出納・その他の事務の執行で、当該財政援助に係るものについて監査を実施した。

1 監査の実施概要

(1) 監査の対象

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 「社会福祉協議会運営事業補助金」
(所管課：社会福祉課)

(2) 監査の種別

財政援助団体監査

(3) 監査の期間

令和 5 年 11 月 28 日 (火) ～令和 6 年 3 月 11 日 (月)
ヒアリングの実施

実施日 令和 6 年 2 月 9 日 (金)

場 所 燕市民交流センター

(4) 監査の範囲

令和 3 年度及び令和 4 年度に燕市が交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況

(5) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・団体に対する補助金が、目的に沿って執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等が適切に行われているか。

2 監査対象団体の概要

(1) 名称と構成

名称・代表者	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 会長 小 越 ゆみ子
所在地	新潟県燕市吉田日之出町 1 番 1 号
設立年月日	平成 18 年 3 月 1 日
構成	《役員》 会長：1 人 副会長：2 人 常務理事：1 人 理事：8 人 監事：2 人

(2) 設立目的及び事業内容

設立の目的	社会福祉法第 109 条の規定により、燕市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。
事業内容	<p>【主たる目的とする事業】</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力のほか、この法人の目的達成のために必要な事業</p> <p>(7) ボランティア・市民活動の振興 ほか</p>

(3) 補助金の交付状況

補助金の名称	補助金の交付額	
	令和3年度	令和4年度
社会福祉協議会運営事業補助金	62,014,000 円	63,049,000 円

(4) 補助金実績の内訳 【燕市社会福祉協議会 資金収支計算書（社協職員補助事業）より抜粋】

(単位：円)

		勘定科目	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額
事業活動による収支	収	經常経費補助金収入	62,014,000	63,049,000
		市区町村補助金収入	62,014,000	63,049,000
		市区町村補助金収入	62,014,000	63,049,000
		事業活動収入計 (1)	62,014,000	63,049,000
	支	人件費支出	58,473,463	59,848,681
		役員報酬支出	3,066,000	3,066,000
		職員給料支出	28,620,016	29,383,255
		職員賞与支出	9,927,794	10,199,731
		非常勤職員給与支出	8,846,191	8,988,699
		法定福利費支出	8,013,462	8,210,996

		事業費支出	110	0	
		旅費交通費支出	110	0	
		事務費支出	139,459	138,231	
		福利厚生費支出	139,459	138,231	
		事業活動支出計 (2)	58,613,032	59,986,912	
		事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	3,400,968	3,062,088	
収支	施設整備等による	収入			
		施設整備等収入計 (4)	0	0	
		支出			
施設整備等支出計 (5)	0	0			
施設設備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0			
その他の活動による収支	収入	その他の活動収入計 (7)	0	0	
		支出	積立資産支出	129,600	140,400
			退職給付引当資産支出	129,600	140,400
			その他の活動による支出	3,271,368	2,921,688
			退職手当積立基金預け金支出	3,271,368	2,921,688
			その他の活動支出計 (8)	3,400,968	3,062,088
			その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△ 3,400,968	△ 3,062,088
予備費支出 (10)	—	—			
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0	0	

3 監査の結果・意見

(1) 調書、聴き取り、実地による確認事項

① 社会福祉法人燕市社会福祉協議会は、平成18年3月1日に設立され、令和6年3月で創立18周年を迎える。市からの補助金は、令和3年度は62,014,000円、令和4年度は63,049,000円となっており、主に法人の事務局・総務課及び地域福祉課職員等の人件費に充てられている。法人事務局及び総務課職員は、法人の組織強化を図るため、業務執行の確認・決定する管理会議等や役員会議の開催のほか、労務・総務及び財務管理等を行っている。地域福祉課職員は、ボランティア・市民活動の推進や地域支え合い活動の推進に取り組むなど、住民主体の活動のコーディネーター役として、地域福祉活動の推進等に当たっている。

市社会福祉課では、補助金が法人の主に人件費に充てられていることは、社会福祉法の趣旨に則っており、法人が市民を円滑に支援するための必要な措置であるとしている。

② 第4次燕市地域福祉活動計画については、より実効性の高い計画とするため、「燕ささえあいプラン（計画期間：令和5年度～令和9年度）」として、行政計画である第4次燕市地域福祉計画と一体的に策定された。他自治体と異なるこの特徴的な取組によって、行政と民間がさらに連携・協働しながら地域福祉を推進することが可能となり、計画の実効性が高まったとしている。本計画には、成年後見制度の普及・推進が新たに盛り込まれている。

- ③ 法人が発行している「社協だより」の市民への配布方法が、市の方針に基づき、令和 5 年度から、自治会長が承諾した場合を除き、全戸配布方式から自治会回覧方式に変更となった。このことによって、紙媒体による個人（世帯）への配布が効果的と思われる情報弱者の傾向が強い高齢者や障がいのある人等には、法人の活動等が見えにくくなるのではないかという大きな懸念を抱いている。令和 5 年度の会員会費や共同募金等が減収となったことは、このことも一因ではないかと推測されている。
- ④ 会員会費については、世帯対象の一般会費の減少により全体で若干減少傾向にある。会費の収入増加に向けては、毎年自治会協議会総会で、法人の活動及び会費の必要性等の説明を行っている。市内事業所から賛助・特別・まる特会費の上積みを図るため、今年度燕商工会議所及び吉田・分水商工会と協議しており、来年度以降に企業向けに活動を P R する場を設けてもらう予定としている。
- ⑤ 令和 4 年度に平成 22 年に策定した燕市災害ボランティアセンターマニュアルの内容の見直しを行い、SNS 等の活用による情報発信の方法や感染症対策についての留意点などを新たに盛り込んでいる。
- ⑥ 地域の特性を活かしながら、住民主体の地域づくりを進める「地区支え合い活動推進委員会」は、まちづくり協議会の 13 エリアのうち 9 エリアに設置されており、学習会の開催や見守り体制の構築、集いの場づくりなど、地区住民が地域課題の解決に向けた取組を行っている。現在、委員会未設置の 4 エリアについて設置に向けて調整を進めているほか、唯一まちづくり協議会が設置されていない燕北小学校区においても、自治会長や民生委員・児童委員などと委員会の設置に向けて検討され、立ち上げが決定している。
- ⑦ 各地域の住民同士が集まり交流する「ふれあいサロン」の活動の推進に取り組んでいるものの、コロナ禍の影響や、高齢化及び参加者の減少などにより、活動の継続に苦慮しているサロンもある。活動している「ふれあいサロン」には、運営費補助や講師派遣等の支援を行っており、今後も参加者の交流が途切れないよう関係機関と連携しながら支援していきたいとしている。

(2) 意見

社会福祉法人燕市社会福祉協議会においては、設立以降長きにわたり、地域福祉の推進を図ることを目的とした事業の実施はもとより、成年後見制度の普及・推進など、多様化・複雑化する市民ニーズを捉えた活動に尽力されていることに敬意を表するものである。

「地区支え合い活動推進委員会」の取組において、まちづくり協議会が設置されていない燕北小学校区での委員会の立ち上げは相当な労力が必要であると思われたところであるが、立ち上げが確実になったことは大いに評価するところである。この取組に地域差が生じないことが理想であることから、今後も未設置地区における委員会の立ち上げに期待したい。

「ふれあいサロン」の活動については、高齢化が進展する中で、「仲間づくり」「出会いの場づくり」「生きがいづくり」につながるなど、非常に有意義な活動形態と理解している。コロナ禍の影響や担い手不足など、活動の継続には相当な苦労がうかがえるところであるが、地域住民のニーズを捉え、支援の充実強化など取組のさらなる推進を望みたい。

法人の活動の広報紙である「社協だより」の全戸配布ができなくなったことから、法人事業の参加対象の高齢者や障がいのある人に情報が伝わっているか懸念されている。令和 5 年度の一般会費及び共同募金の減少は、このことによって法人の活動が見えにくくなっている影響ではないかとの見方もされている。自主財源の確保に必要な会費の増収のためには、法人の活動の積極的な情報提供が必要であると思われる。市の方針の見直しを待つことなく、これまで築いてきたネットワークを活かすなど工夫を凝らした効果的な広報活動を検討されたい。

ますます進展する高齢化に加え、社会情勢の変化により、今後も市民ニーズはさらに多様化・複雑化することが予想されることから、法人の役割も一層重要になってくるとと思われる。引き続き、第 4 次燕市地域福祉計画及び第 4 次燕市地域福祉活動計画の基本理念である「支え合い、つながり、安心して暮らせるまち つばめ」を目指して、燕市や関係機関と連携しながら、地域福祉のさらなる充実に努めることを望むものである。

(3) 社会福祉課への意見

監査対象となった社会福祉協議会運営事業補助金は、主に法人の職員人件費に充てられている。この補助金の根拠となっている「燕市社会福祉法人の助成に関する条例」や社会福祉法などによって、この補助金が法人の安定的な経営に向けた支援を目的としているものと理解したところである。一方で、市の補助金は、基本的には事業目的の達成のための支援であり、事業費対象に交付するもので、人件費は補助対象外経費とする考え方もある。他自治体でも同様に人件費を対象としている事例があることから、このことを否定するものではないものの、この補助金の妥当性をわかりやすくするため、補助金交付の目的やその根拠、対象経費等を明確にした個別の補助金交付要綱の作成を検討されたい。

「社協だより」の全戸配布中止が、配布する自治会の負担軽減のための措置とのことから、簡単に見直しができないことは理解している。また、今年度の会員会費や共同募金の減少が、「社協だより」の全戸配布中止に伴う法人の活動の情報発信不足が原因とは断定できない。しかしながら、このまま法人の自主財源が減少傾向にあると、市からのさらなる補助金に頼らざるを得ない状況も想定される。市は、法人の紙媒体での情報提供が有効であり、他の社会福祉法人に配慮しながら対応を検討するとしているものの、地域福祉を取り巻く市民ニーズの多様化を踏まえると、市と法人は今後も連携体制を強化していく必要があると思われることから、法人の市民への情報提供の方法について、市は法人と十分に協議し、課題解決に向けた支援に努められることを望むものである。